

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和4年12月27日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1227第2号」により、測定項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和5年 1月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
BRAF V600E 変異タンパク 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	1600点



新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
BRAF V600E 変異タンパク 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	1600点 (400点×4回分)	病理判断料 (※8 130点)	「N002」免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製「7」
留意事項			
～（略）～			
<p>(11) BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、区分番号「N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製」の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、区分番号「D004-2」に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合</p> <p>イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合</p>			
<p>(12) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF V600E 変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した場合には、区分番号「D004-2」に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>			
～（略）～			

※受託準備中